小規模開発事業の手続フローチャート

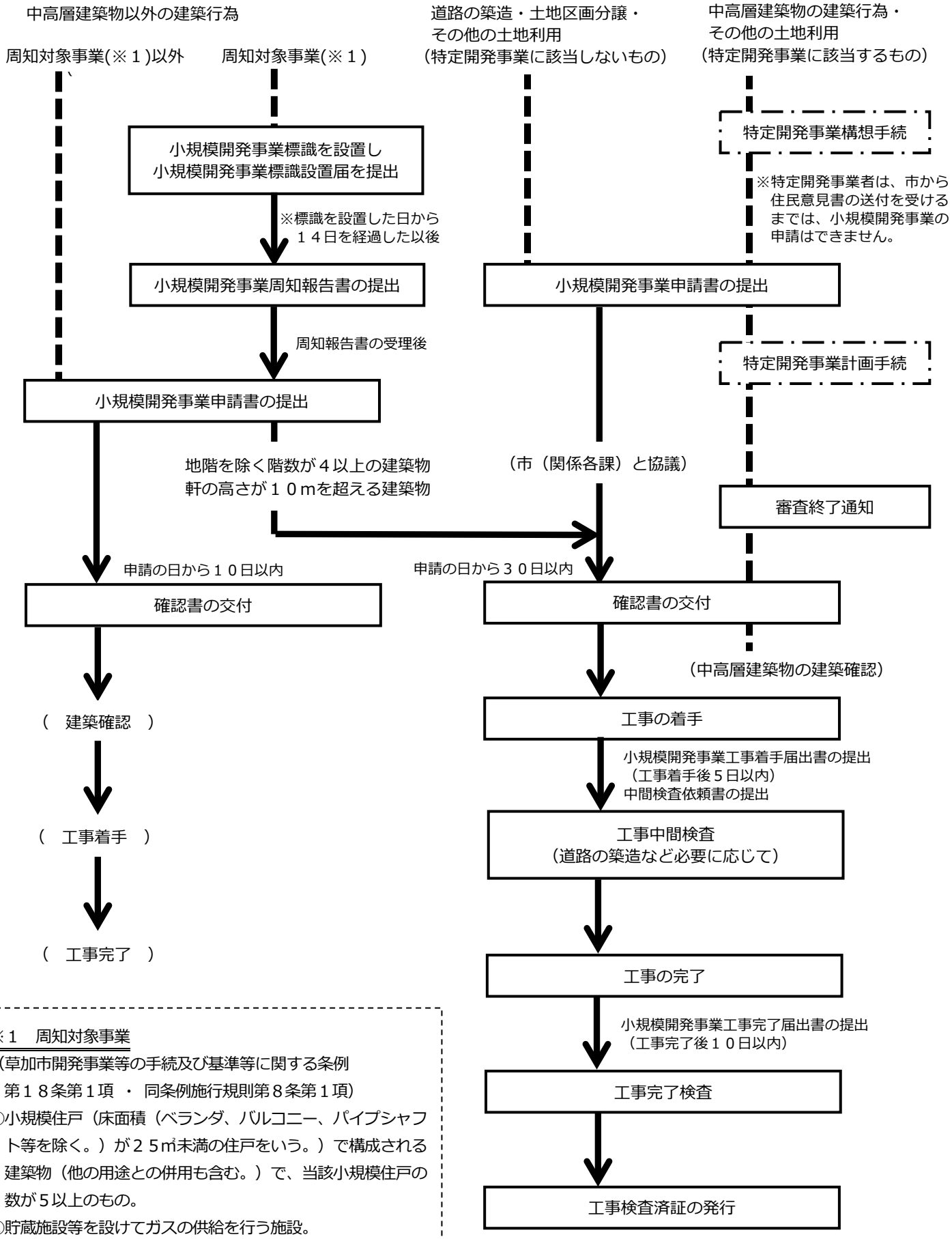

※１　周知対象事業

（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
第１８条第１項 ・ 同条例施行規則第８条第１項）

①小規模住戸（床面積（ベランダ、バルコニー、パイプシャフト等を除く。）が２５㎡未満の住戸をいう。）で構成される建築物（他の用途との併用も含む。）で、当該小規模住戸の数が５以上のもの。

②貯蔵施設等を設けてガスの供給を行う施設。

③その他周辺の居住環境に影響を与えると市長が認めるもの。

製作：都市整備部　開発指導課　小規模審査係
電話：０４８－９２２－１９４２（直通）
平成２８年７月